

3月の相談日です。  
日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っていることや疑問に感じていることはありませんか。  
そんなあなたの声に応えるための各種無料相談窓口を紹介します。  
秘密は厳守されますので、ひとりで悩まず、まずは相談してみてはいかがですか。

**一般相談**

日常生活の中での困りごとや悩み、分からることなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。  
期日 月曜日～金曜日  
時間 9:00～12:00  
13:00～16:00  
会場 市民相談センター  
間市民相談センター ☎②0088

**心配ごと相談**

相続や遺産分割・家庭問題・金銭貸借などの紛争解決に、司法書士が対応します。事前予約が必要です。  
期日 3月11日㈫～25日㈫  
時間 9:00～11:30  
会場 市民相談センター  
間市民相談センター ☎②0088

**高齢者虐待予防相談**

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせの上、お気軽にご相談ください。  
期日 3月19日㈭  
時間 13:30～16:00  
会場 相良庁舎  
間地域包括支援センターさがら ☎③1900

**介護相談**

介護する人たちを支えるため、相談・支援体制を整えています。  
期日 月曜日～金曜日  
\*祝日を除く。  
時間 9:00～17:00  
(水曜日は19時まで)  
会場 さざんか  
間長寿介護課 ☎②0076

**消費生活相談**

契約トラブルや消費者金融、多重債務、商品苦情など、消費や契約に関する相談を受け付けます。  
期日 月曜日～金曜日  
時間 9:00～12:00  
13:00～16:00  
会場 市民相談センター  
間市民相談センター ☎②0088

**暮らしなんでも無料相談**

日常生活でのトラブルや悩みごと、困ったことなどの相談を受け付けています。  
期日 月曜日～金曜日  
時間 9:00～17:00  
会場 ライフサポートセンターしづおか  
中部事務所 ☎ 054(273)3715  
間市民相談センター ☎②0088

**税の無料相談**

税に関するあらゆる相談に無料で応じます。東海税理士会島田支部へ相談者による事前予約が必要です。  
期日 3月18日㈬  
時間 13:30～15:30  
会場 市民相談センター  
間東海税理士会島田支部 ☎ 0547⑦6575

**女性相談**

女性の抱えるさまざまな悩みを、女性相談員が一緒に考え、解決の糸口を探すお手伝いを電話や面接にて対応します。  
期日 月曜日～金曜日  
時間 9:15～16:00  
会場 さざんか  
間家庭児童相談室 ☎②0086

**法律相談(先着8人)**

多重債務や債務整理、離婚などの法律解釈や手続きなどに関する相談を無料で受け付けます。  
弁護士、行政相談委員、人権擁護委員が1回30分で対応します。  
※同案件については2回までとさせていただきます。

期日 ①3月4日㈫・②18日㈫  
時間 10:00～12:00  
13:00～15:00  
会場 市民相談センター  
予約 市内在住者のみ事前予約可  
①2月19日㈫～3月3日㈫  
②3月5日㈫～3月17日㈫  
※いずれも9:00から受付開始

間市民相談センター ☎②0088

**行政相談**

行政相談委員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。

期日 3月4日㈫・18日㈫  
時間 10:00～12:00  
会場 市民相談センター  
間市民相談センター ☎②0088



\*職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます



# 広報まきのはらに 広告を掲載しませんか

自主財源の確保と市内企業や個人事業者のPRなどのために、広報まきのはらに広告を掲載します。ぜひ、この機会に広告を掲載してみませんか。

問い合わせ 秘書広報課 大石 ☎②0040

## 「広報まきのはら」に掲載する利点

広報まきのはらは、毎月15日に**約15,000部発行**し、自治会に協力をいただき**全戸配布**しています。市内の公共施設のほか、スーパー・マーケットやコンビニエンスストアなどへの配架や、市ホームページへの掲載、市公式LINEでも配信しており、**高いPR効果**があります。

## 広告の掲載について

### ▶掲載枠

1枠／月

### ▶広告の大きさ、仕様

- ・縦4センチ、横14.2センチ以内
- ・カラー
- ・広告掲載者の名称と連絡先を表示

### ▶掲載料

2万円／枠 ※市外の企業や事業者は3万円／枠

### ▶掲載開始時期

4月号（4月15日発行）

### ▶掲載の優先順位

- ①市内企業や事業者
- ②市外企業や事業者

### ▶申込方法

市ホームページや秘書広報課にある「広報まきのはら広告掲載申込書」に添付書類などを添えて申し込む。

#### 【添付書類】

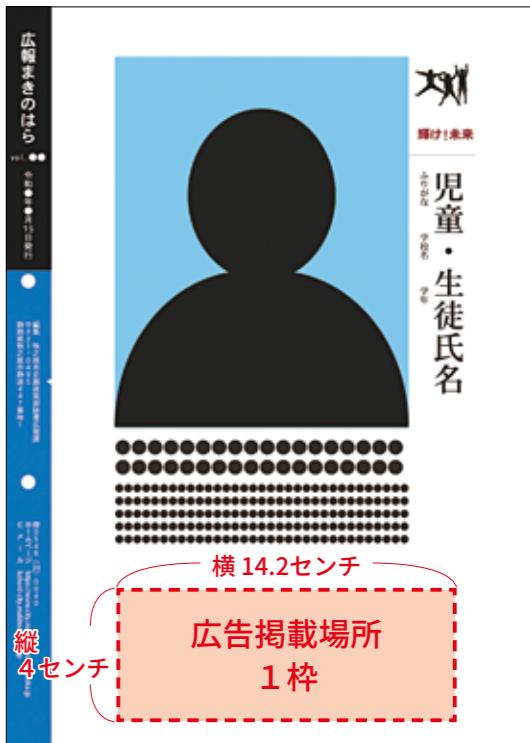
- ・広告の原稿や電子データ
- ・事業の概要が分かる書類
- ・資格免許証や各種証明書類の写しなど ※業種による

### ▶申込期限

3月13日㈮ ※厳守

### ▶広告掲載場所

「広報まきのはら」裏表紙の「輝け！未来」下部(イメージ図)



## ▶掲載しない広告の内容(一部) ※次に該当する場合は掲載できません。

- (1)法律などに違反するものはそのおそれがあるもの
- (2)公序良俗に反するものはそのおそれがあるもの
- (3)政治性のあるもの
- (4)宗教性のあるもの
- (5)社会問題についての主義主張
- (6)個人または法人の名刺広告
- (7)美観風致を害するおそれがあるもの
- (8)公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9)消費者との取引において、トラブルを起こすおそれがあるもの
- (10)その他、広告媒体として掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

※他にも、業種などにより掲載できないものがあります。詳細は問い合わせください。

